

## 上級免許等を取得する場合の試験免除

・上級等の免許を取得しようとする場合に免除となる試験については、次の表によりご確認下さい。

### 1 お手持ちの免許証に3～5級までの表示がある場合

お手持ちの免許証		現行の免許区分	取ろうとする免許	学科試験(科目)					実技試験
				心得・遵守事項	交通方法	運航	上級運航(I)	上級運航(II)	
4,5級で「湖川小馬力限定」のもの	→	2級(湖川小出力限定)	→ 2級	○	○ (一般)	○ (一般)	—	—	○ (一般)
			→ 1級				○	○	
			→ 特殊				○ (特殊)	○ (特殊)	
5級	→	2級(1海限定)+特殊	→ 2級	免除	○ (一般)	○ (一般)	—	—	免除
			→ 1級				○	○	
3,4級	→	2級+特殊	→ 1級	免除	免除	免除	○	○	免除

### 2 平成15年6月以降に免許取得又は免許証を更新された方

お手持ちの免許証		取ろうとする免許	学科試験(科目)					実技試験	
			心得・遵守事項	交通方法	運航	上級運航(I)	上級運航(II)		
2級(湖川小出力限定)	→	2級	○	○ (一般)	○ (一般)	—	—	○ (一般)	
		1級				○	○		
		特殊				○ (特殊)	○ (特殊)		—
2級(平成16年10月以前の「2級(5トン限定)」を含む)	→	1級	免除	免除	免除	○	○	免除	
		特殊			○ (特殊)	—	—	○ (特殊)	
1級(平成16年10月以前の「1級(5トン限定)」を含む)	→	特殊	免除	免除	○ (特殊)	—	—	○ (特殊)	
特殊	→	湖川小出力限定	免除	免除	○(湖川小出力)	—	—	○(湖川小出力)	
		2級(湖川小出力以外)			○ (一般)	○ (一般)	—	—	○ (一般)
		1級			○	○	○	○	

#### <表の見方>

各欄の「○」が受験が必要なもの、「免除」が免除となるものになります。

例えば、旧制度の4級免許(現行では2級免許)をお持ちの方が、1級の免許を取得しようとする場合は、学科試験5科目のうち3科目(心得・遵守事項、交通方法及び運航)及び実技試験が免除となり、学科試験の2科目(上級運航Ⅰ及びⅡ)のみに合格すればよいことになります。

### 3 海技士の免許受有者の場合

・海技士(航海)の免許受有者は、全ての場合において、学科試験のうち「交通方法」、「運航」及び「上級運航Ⅰ」が免除されます。

・海技士(機関)の免許受有者は、全ての場合において、学科試験のうち「上級運航Ⅱ」が免除されます。